

周南市障害者施設共同受注センター協議会の受注状況【平成28年度上半期】

1. 過去3年分の実績

年 度	件数〔件〕 調達額(円)	内 訳	
		物 品	役 務
平成25年度	[107件] 17,277,678	[24件] 1,644,279	[83件] 15,633,399
平成26年度	[123件] 18,000,241	[21件] 1,295,550	[102件] 16,704,691
平成27年度	[133件] 19,538,555	[20件] 1,521,110	[113件] 18,017,445
平成28年度 (9月末まで)	[77件] 13,461,520	[10件] 546,779	[67件] 12,914,741

※昨年度上半期の受注額は15,171,945円。今年度は昨年度に比べて、約171万円の減少。

2. 今年度分の内訳

13部25課から発注がありました。

〔共同受注センター協議会まとめ〕

発注部・課		発注額	内容など
政策推進部	施設マネジメント課	955,079	市有地維持管理業務
行政管理部	行政管理課	882,902	印刷室管理委託・蛍光灯
地域振興部	観光交流課	8,664	資料封入業務
環境生活部	リサイクル推進課	7,280,839	施設維持管理業務・帳票印刷
福祉医療部	地域福祉課	159,516	封筒印刷
	高齢者支援課	50,490	記念品包装
	生活支援課	210,735	封筒印刷、封入作業他
	臨時福祉金給付室	1,156,140	封筒印刷
	障害者支援課	116,640	封筒印刷
こども健康部	次世代支援課	95,040	封筒印刷
	保育幼稚園課	109,080	保育園敷地内草刈
都市整備部	公園花とみどり課	717,972	都市公園維持管理業務・封筒印刷
新南陽総合支所	地域政策課	19,357	蛍光灯
熊毛総合支所	市民福祉課	85,360	トイレ清掃業務、記念品
	産業土木課	166,320	都市公園トイレ清掃業務
競艇事業部	競艇管理課	656,173	競艇場駐車場周辺草刈・蛍光灯
	競艇整備課	48,600	ウエス
教育部	生涯学習課	109,620	花壇維持管理業務
	学校給食課	353,894	給食センター草刈業務
	文化スポーツ課	30,240	封筒印刷
	中央図書館	17,415	蛍光灯
	鹿野公民館	22,680	帳票印刷
	学び交流プラザ	3,240	横断幕印刷
消防本部	東消防署	6,804	封筒印刷など
上下水道局	料金課	198,720	封筒印刷など
合 計		13,461,520	

平成28年度 地域自立支援協議会 専門部会 事業報告書

教育部会	
今年度事業計画	
1 以下の事項について協議を進める。	
・コミュニケーションボードやサポートブックを充実させて、このようなコミュニケーション方法があることの周知をしていく。	
・県の「発達障害児地域支援体制強化事業」がつばさ園に委託されたことに伴い、ペアレントメンターの養成及び活動支援が強化されることになった。当部会としても、協力できる部分は行っていく。	
2 実施回数	
部会を年3～4回開催予定	
事業報告	
1. 実施回数	
年4回 (7/6, 9/15, 1/24, 2/28)	
2. 取組内容について	
①コミュニケーションボード作成に向けて 障害者差別解消法により、これまで以上に誰もが参加できる共生社会の実現が課題となる中で、教育部会ではコミュニケーションボードの作成に取り組んだ。他市の取組や、園や支援学校での取組を参考にしながら、周南市版コミュニケーションボード、活用にあたっての配慮事項をセットにした試作版（案）を作成した。次年度の部会で確認をし、実際の活用を進めていきたい。	
また、このコミュニケーションボードの活用・普及に向けた取組が、地域への啓発の役割を果たすことも期待できる。社会だけでなく、教育機関への啓発活動も計画的に行っていきたい。	
②地域における課題・情報の共有 ペアレントメンターの活動や、研修会情報などの共有や、周南地域における教育の課題を共有することができたことも成果の一つである。今後は、部会の中で共有できた情報を、教育機関等で共有できるような仕組みを工夫していくことも課題である。	

障害者差別解消支援地域協議会設置について（案）

1 協議会設置の経緯

障害を理由とする差別の解消に関する法律（以下「法」という。）が平成28年4月1日から施行され、障害者差別の解消をより一層推進していくことが求められることとなった。

法では、国及び地方公共団体において、この推進体制を整備することが規定（法第17条及び18条）されており、これにより、障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置することを検討している。

2 協議会設置の目的

目的

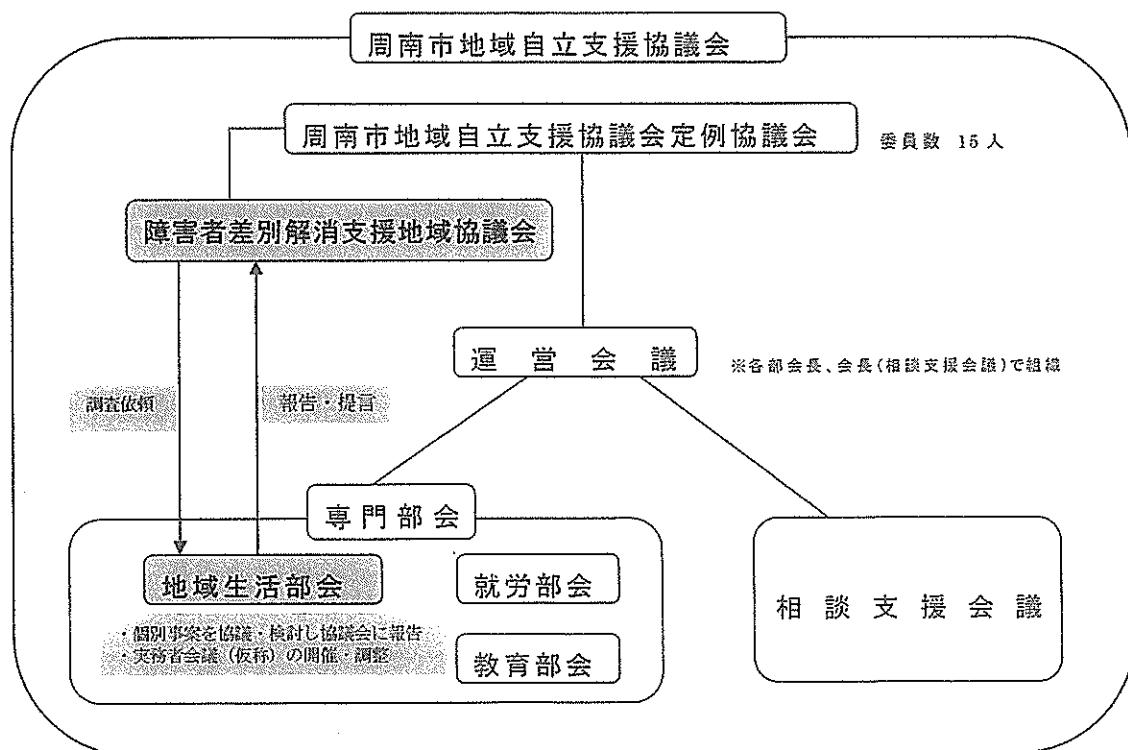
相談や対応事例、発生防止の取組みを共有・協議すること及び蓄積された障害者差別解消に向けた有益な取組み等を関係機関とともに有効活用すること等について協議・検討することを目的とする。

3 協議会の組織

協議会がその目的を達成するためには、各関係機関と情報を共有し、権利関係等の複雑な課題に対応するための知見を活用するためのネットワーク構築が必要である。本市では、障害者福祉に関する課題を協議・検討する機関として、周南市地域自立支援協議会を設置しており、困難事例への対応やネットワーク構築に関して協議・検討する機能も有していることから、協議会の機能を周南市地域自立支援協議会に設置いたしたい。

また、周南市地域自立支援協議会地域生活部会は、個別に協議を要する事案及び普及・啓発に関する具体的な方策を協議する役割を担う。

<組織体制図>



4 協議会での協議・検討事項

(1) 対象となる障害者差別に係る事案

協議会における情報共有等の対象となる事案は、行政機関等又は事業者による事案とする（法第7条及び第8条）。

一般私人の行為や個人の思想、言論については対象としない。

ただし、案件によっては、環境整備や制度等の運用の検証・改善の取組みの必要性から、対象となる場合も考えられる。

(2) 協議・検討事項

- ①相談事例・紛争解決事案等の情報共有
- ②差別解消の取組みの共有・分析
- ③関係機関間の連絡調整及び相談体制整備の検討
- ④差別解消に係る啓発及び取組みの周知・広報に関する指導・助言

◎紛争解決のための直接的な支援等を行う機関ではない。

(3) 障害者差別に関する相談等のイメージ図（厚労省資料抜粋）

